

第2章 計画の基本理念

1 自ら行う健康づくり

- 県民が生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送り、健康寿命を伸ばすためには県民一人ひとりに「自分の健康は自分でつくる」という自らの努力が必要です。
- 行政機関、保健医療機関はもとより教育機関・職場や地域社会全体で、こうした個人の自主的な健康づくりの努力に対して、一体となって支援を行っていくことが大切です。
- 健康づくりに対する一人ひとりの自覚と実践、健康教育等の保健サービスへの積極的参加を広く県民に働きかけるとともに、仲間と楽しみながら継続した健康づくりができるよう支援します。

2 生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現

- 高齢化の進展に伴い、高齢者がいかに生きがいと活力に満ちた自分らしい多様な生き方ができるかが問われています。このため、できる限り高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域でいきいきとした自分らしい生活を送ることができるよう支援します。
- 介護が必要となった時には、いつでも、どこでも、誰でも、安心して介護を受けることのできる介護サービスの充実した、安心して暮らせる福祉社会の実現が求められています。要介護者には在宅サービスを中心に、必要なときには適切な介護が受けられ、安心して老後を暮らせる体制づくりの推進を図ります。
- 「自分らしく、元気で、安心して暮らせる高齢社会」を目指して、「生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現」を図っていきます。
- 障害のある人が、住みなれた家庭や地域の中で、安全で快適な生活ができるよう、保健や医療また多様な在宅福祉サービスの充実を図っていきます。

3 多様な保健・福祉サービスの提供

- 多様化する県民ニーズへの対応は、できるだけ県民に身近なところで提供することが望ましいとの考え方のもと、県と市町村の役割を明確にしながら、生活習慣病・感染症等保健予防対策、介護保険サービスの基盤整備また地域福祉の推進を図ります。
- 保健・医療・福祉の分野別、高齢者・障害のある人・児童等といった対象別の施策展開に加えて、家庭・地域・市町村等を福祉生活圏と捉えて一體的な施策の推進を図る「21世紀ふくい福祉生活圏構想」の実現に向け、計画的に施策を推進します。

4 質の高い医療提供体制の確立

- 医療資源の有効利用と地域医療の充実を図る観点から、医療機関の機能分担と連携を推進し、医療提供体制の体系化を推進します。
- 高度・先駆的医療の導入を推進します。
- 安心できる医療体制を確保するため、救急医療体制の充実と災害時における救急医療の

対応の強化を推進します。

- 医療事故防止対策の強化、医療関連の相談体制の充実を図ります。
- インフォームド・コンセントの普及推進など、患者サービスの向上を図ります。
- 医療と保健・福祉との連携や保健・医療・福祉情報のネットワーク化を推進します。

5 快適な生活環境づくり

- 県民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、迅速な情報の提供、食品・環境衛生監視指導の強化、衛生検査の充実に努めます。
- 食品の「生産から食卓まで」の総合的な衛生管理を行い、健康危機管理体制の充実強化を図ります。
- 動物愛護思想の普及啓発を図り、人と動物が共生できる社会づくりを目指します。